

第 72 回 国際対応専門委員会議事概要

日時 平成 20 年 7 月 9 日（水） 13 時 30 分～15 時 00 分

場所 （財）財務会計基準機構 会議室

（審議事項）

(1) IASB の作業計画について（2008 年 6 月末現在）

4 月の IASB と FASB の合同会議にて、2006 年 2 月に公表された IASB と FASB の覚書の見直しについて審議が行われた。この結果を受けて、スタッフが策定した作業計画が 6 月 IASB 会議のテクニカル・プランのセッションで審議を経た後に、公表されている。

事務局からの IASB の今年 6 月末現在の作業計画の内容の説明及び新井専門委員長から以下のような MOU 項目を中心とした IASB の議題の ASBJ での検討体制（検討中のものも含む）についての説明がされた。

IASB のプロジェクト	ASBJ の担当専門委員会等
連結	特別目的会社専門委員会
公正価値測定ガイダンス	検討中
財務諸表の表示	財務諸表表示専門委員会
リース	検討中
退職後給付	退職給付専門委員会
収益認識	収益認識専門委員会
概念フレームワーク	基本概念ワーキング・グループ
金融商品（現在の基準の置替え）	金融商品専門委員会
負債と資本	負債と資本の区分に関するワーキング・グループ

その後、質疑応答が行われ、以下のような質問及び意見が述べられた。

- 短期コンバージェンス・プロジェクトについて、昨年 12 月現在の作業計画では 7 項目¹記載されていたが、6 月現在の作業計画では 3 項目となり、減損、投資不動産、研究開発費及び後発事象がなくなったことについての質問に対しては、事務局から投資不動産、研究開発費及び後発事象については FASB のプロジェクトであるため、IASB の

¹ 政府補助金等(IASB)、ジョイント・ベンチャー(IASB)、減損（合同）、法人所得税（合同）、投資不動産（FASB）、研究開発費（FASB）、後発事象（FASB）である。

作業計画から削除されたものと思われること、山田 IASB 理事から、減損についてはあえて両者の差異を合わせる努力はせず、将来米国で IFRS を最終的に採用する際に、IAS 第 36 号をそのまま採用する判断をしているという理解である旨の回答があった。

- リサーチ・アジェンダとアクティブ・アジェンダとの違いについての質問については、事務局から、アジェンダ提案に関して SAC 会議での審議を経て IASB にて決定したものがアクティブ・アジェンダであり、6 月末現在のリサーチ・アジェンダのうち、認識の中止及び負債と資本については、6 月の SAC 会議及び 7 月の IASB 会議にてアジェンダ提案の審議が行われること、山田 IASB 理事から、金融商品（現在の基準の置換え）については、現在ディスカッション・ペーパーを公表中であり、それに対するコメントを受けて今後の方針を決定する予定であるためリサーチ・アジェンダとなっている旨の回答があった。
- 概念フレームワークのフェーズ A 「目的及び質的特性」の 2009 年前半の最終公表物が「Final chapter」となっている意味についての質問に関しては、事務局から現行の IASB のフレームワークは 1 つの文書の形式であり、フェーズ A が完了することにより、現行の概念フレームワークの目的及び質的特性の部分が、第 1 章（目的）、第 2 章（質的特性）に置き換えられることが想定されている旨の回答があった。
- ASBJ では、概念フレームワークについてワーキング・グループで検討している旨の説明があったが、専門委員会で検討しないのかという質問に関しては、新井専門委員長から、IASB からフェーズ A の公開草案及びフェーズ D のディスカッション・ペーパー公表されており、これをタイムリーにフォローしコメントをまとめるためにワーキング・グループにて検討を行うこととし、検討内容は企業会計基準委員会にて逐次説明をする予定であることが回答された。
- 4 月の IASB/FASB 合同会議で審議された、プロジェクト範囲の絞り込みについて、4 月の提案から変更はないのかという質問に関しては、山田 IASB 理事から、リース、財務諸表の表示、退職後給付、収益認識の各プロジェクトの範囲についての具体的な説明を行いながら、各プロジェクトで微調整の可能性はあるが 4 月に合意した範囲でプロジェクトが進められる理解をしている旨の回答があった。

（報告事項）

（1） 6 月 IASB 会議報告

山田 IASB 理事より、2008 年 6 月 IASB 会議での以下の議題の審議について、IASB Update を用いて報告された。

議題	主な内容
財務諸表の表示	4月のIASB/FASB合同会議での合意内容等の、ディスカッション・ペーパーの記載項目の確認等 (その他の包括利益(OCI)項目が独立した単一の包括利益計算書。現行のOCI項目やリサイクリングの規定の維持。法人所得税の継続事業、廃止事業、OCIへの配分等。)
概念フレームワークフェーズB 構成要素	負債の定義：法令と負債の発生との関係、負債の存在不確実性の取扱い
公正価値測定	プロジェクトの進め方
専門家諮問パネル	6月13日の第1回会議の状況と今後の進め方
ヘッジ会計：適格なエクスポージャー	ヘッジ会計の公開草案の再審議
IFRSの年次改善	6月で今年の年次改善プロジェクトの公開草案に織り込む項目の審議の終了。8月に公開草案公表予定。

以上の議題以外に、IAS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」の改訂、採掘産業リサーチプロジェクト、IFRIC—解釈指針の承認、IFRS for private entitiesについても審議され、FASBのヘッジ会計に関する公開草案についての教育セッションが行われたことが報告された。

(IASB会議報告については当委員会ホームページ

<http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/2008.php>を参照。)

その後に行われた質疑応答では、以下のような質問が述べられた。

- 概念フレームワークの構成要素の負債の定義の検討に関して、負債の存在に一定の確実性がある場合に負債の定義を満たすのかという質問と、負債の定義及び認識要件を満たした場合に負債を認識することとなるが、不確実性に関する記述を負債の定義に付随するガイダンスのみにするのではなく、明示的に負債の定義又は認識要件に記載すべきではないかという意見に対しては、山田IASB理事から、負債の存在の不確実性に関しては、いくつかのインディケータを示し、それを検討した上で負債の存在を判断するアプローチとなること、認識の部分は概念プロジェクトでは議論されていないが、負債の定義を満たし、かつ信頼性をもって測定可能であれば、負債を認識し、金額の不確実性の要素は期待値により測定に反映するという従来の枠組みを変えないと思われるという回答があった。
- 財務諸表の表示について、純利益やリサイクリング、法人所得税の配分が維持されることは現実的な判断と考える。今後公表されるディスカッション・ペーパーには、こ

れまで議論されてきた包括利益計算書の 4 つの表示例が見直されるのかという質問及び、包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書の調整表を求める決定を変更しないということであるが、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成が必要になるが、作成が困難であると考えているが、今後フィールド・テストを行うのか、またどのように費用対効果の分析を行うのかという質問に対しては、事務局からディスカッション・ペーパーのコメント期間中にフィールド・テストが実施される予定であること、山田 IASB 理事から、純利益をなくす長期的な目標については一般的な記述を行うが、4 つの表示例を並列に掲載することはなく、中間的フォーマットのうち、同一カテゴリーの中でリサイクリングをするモデルは残らないこととなること、調整表についてはアナリストからの有用であるという意見を反映しており、これを要求することでディスカッション・ペーパーでは意見を求めるが、直接法の実務上の問題点についての記述は現在検討中であることが回答された。

- 金融安定化フォーラムの提言に対応した専門家諮問パネルについてのスケジュールと ASBJ の対応についての質問に対しては、山田 IASB 理事から 10 月ぐらいまでに何らかの報告を出すものと理解しているが、その結果公正価値測定のガイダンスを修正することになれば、手続はその先にも続くことになる旨の回答があった。また、新井専門委員長から、ASBJ としても IASB の検討状況を踏まえて、対応を検討していく予定である旨の回答があった。
- 財務諸表の表示プロジェクトは、2001 年の IASB からの最初の提案に対して 2002 年に日本からプレゼンを行った方向に落ち着き、収益認識についても現行モデルに近いものとなってきており、日本の主張に近づいてきたという感想を持ったという意見が述べられた。
- 退職後給付について、数理計算上の差異を即時認識することには懸念がある。個人的には SFAS 第 158 号のような貸借対照表は変わっても、純利益に変更のないアプローチが望ましいと考えており、ディスカッション・ペーパーに対するコメントが重要であるという意見に関しては、山田 IASB 理事から、ディスカッション・ペーパーのポイントはコリドールという未認識及びコリドールを超えた部分の遅延認識をなくす提案であること、またすべて純利益で認識するのは、ディスカッション・ペーパーの提案の 3 案のうち 1 つであり、残りの 2 つは一部の項目がその他の包括利益（OCI）に計上する提案であるが、IASB ではいずれも予備的見解として示しておらず、コメントを求めるというスタンスであることが回答された。また、新井専門委員長から、退職給付専門委員会で本ディスカッション・ペーパーの内容説明を行い、今後コメント対応を検討する予定であることが説明された。

以 上